

## 論 説

## 1930 年代イギリスにおける連結会計論の伝統と継受

金 森 絵 里

## 目 次

1. はじめに
2. ロイヤル・メイル事件の相対的重要性
3. 近代企業経済と投機ブーム
4. ダンロップ・ラバーの事例
5. アメリカ連結会計の影響
6. おわりに

## 1. は じ め に

現在、国際的に統一された連結会計基準を設定する試みが続けられているにもかかわらず、連結財務諸表が有する目的や役割についての説明がほとんどおこなわれていないのが現状である。アメリカにおける連結会計の展開については詳細な研究が蓄積されているものの、これらの研究によって明らかになったのは連結会計を生成させた特殊アメリカの状況であり、その他の国における連結会計の位置づけを明確にするほど一般的な機能的意味が具体的に抽出されているわけではない。そもそもアメリカ以外の国においてアメリカにおける連結会計と同じ機能を期待できるかどうかについてさえ詳細に検討されているとは言いがたい。

本稿の目的は、「グループ・アカウンツの公表手段として連結財務諸表を利用することにきわめて敵対的」<sup>1)</sup>であったイギリス会計人が、いかなる過程を経て 1930 年代に連結会計を受容するに至ったのかを解明し、その過程においていかなる会計的工夫を見出したのかを明らかにすることにある。このことによって、連結会計が単なる技術としてアメリカから輸入されたのではなく、イギリス独自の歴史的条件に適合可能な制度として受け入れられたことが明らかになると思われるからである。本稿での考察によって、各国における連結会計の経路依存性 (path dependency) の解明に少しでも貢献することができれば幸いである。

## 2. ロイヤル・メイル事件の相対的重要性

周知のように、イギリスにおいては「持株会社の会計実務がグリーン委員会 (1926 年) において検討された」<sup>2)</sup>にもかかわらず、当該委員会の報告書を基に成立した 1928/29 年会社法に

---

1) Hein [1978], p.274.

2) Edwards [1989], p.229.

において連結会計は法制化されなかった<sup>3)</sup>。その後、「補足的連結財務諸表が……1930年代に徐々に基盤を得はじめた」<sup>4)</sup>ことを契機に、1939年2月におけるロンドン株式取引所の声明、1944年2月におけるICAEWの勧告、そして1945年6月のコーエン委員会報告書を受けた1948年会社法へと展開した<sup>5)</sup>こともまた周知のとおりである。

ここで、1930年代イギリスにおいて連結会計が普及した原因は、ロイヤル・メール事件<sup>6)</sup>に帰するという見解が一般的である。たとえば、エドワーズは以下のように述べている。

秘密積立金の利用に対するロイヤル・メール事件の影響については、会計史家の注目の大部分が注がれてきた。しかし、当該事件は込み入った会社網に関連しており、それによってキルザントはグループの財務成果を実質的に誤記した情報を公表することができたのである。たとえば、連結財務諸表を公表することが要求されていなかったなかで、彼は、配当を会社間移転させて報告利益を過大表示することができたし、グループに関する巨額の総てのギアリング(massive overall gearing of the group)を隠すことができた。これらの露呈は法実体にもとづいた財務諸表の限界のいくつかを明白にし、いくつかの会社に連結

3) 法制化が却下された理由について、一般的には、「ダーシー・クーパーが『これは株主と経営者の間の問題だと思います』(証言録 lx ページ)として法制化に反対した」(Edwards [1989], p.229)からだとされているが、この見解については考察の余地が残されている。なぜならば、第1に、会社の内部問題に関して、会社法は過度に干渉しないという立場からこれを株主の判断に任せるべきであるとする考え方は、「イギリス法の伝統に基づくもの」(西山 [1989], 11-12 ページ)であり、決してクーパー個人の見解ではない。第2に、1928/29年会社法に盛り込まれた持株会社会計の内容は、クーパーではなく、(1921-23年にICAEWの会長を務めた)ウィリアム・キャッシュの発案によるものであったことは明らかである。つまり、クーパーは、グリーン委員会において、「持株会社の財務諸表で、それを作成するにあたって、子会社の損益をどのように取り扱ったかに関して記述すべきだと提案しているのですが？」というキャッシュの質問に「それは有効だろうと思います」と賛成したにすぎない(Company Law Amendment Committee [1926], Qu.3786)。クーパーがグリーン委員会に与えた影響の大きさを測る術はないが、少なくとも、クーパーは、異業種子会社を多数抱えた持株会社の経営者という立場から、すべての子会社の財務諸表を連結することは現実的ではなく、持分法によって子会社損失を親会社が引き受けておれば、連結会計は必要ないという意見を述べる(Company Law Amendment Committee [1926], Qu.3823 など)という控えめなものだったといわざるをえないのである。

4) Edwards [1989], p.232.

5) Robson [1950], pp.7-8.

6) ロイヤル・メール事件は、正式名称を Rex v. The Royal Mail Steam Packet Company Case という(Rex は国王を指し、「刑事事件の訴追は総て原告の表示に Rex が用いられることによるものであって、民事訴訟を取扱う衡平法裁判所における原告とはこの点が明らかに異なる」(小堀 [1993], 134 ページ))。Royal Mail Case あるいは Lord Kylsant and Another Case などの別称があり、日本語訳も種々あるが、本稿ではさしあたり、最も一般的であると思われる Royal Mail Case の直訳である「ロイヤル・メール事件」という語をあてることとする。

財務諸表の公表を動機づけた。<sup>7)</sup>

また、ウォーカーは以下のように述べている。

ロイヤル・メール事件は、間違いなくイギリス会計人にとって転機だった。それは、……会計実務に一連の変化を促進した。特に、ロイヤル・メール事件は連結財務諸表の公表を促進した主要な要因だったように思われる。<sup>8)</sup>

ロイヤル・メール事件は、「1931年2月21日におけるロイヤル・メール社(Royal Mail Steam Packet Company)の社債権者総会で、……ロイヤル・メールが、数年間にわたり配当を支払っていた一方で、なんら営業利益を出していなかったことについて質問が投げかけられた」<sup>9)</sup>ことから表面化し<sup>10)</sup>、下院で取り上げられ、訴追が決定したものである。被告として召喚されたのは、「……1902年にロイヤル・メール社の取締役となり、1907年に会長となった」<sup>11)</sup>キルザント卿(Lord Kyslant; 本名はOwen Crosby Phillips, 1863-1937)と、ロイヤル・メール社の監査人モーランド(Harold John Morland; 1907年からプライス・ウォーターハウスのパートナー)であった<sup>12)</sup>。この裁判について、ブルックスは以下のように説明している。

ギルドホールでの事件の開始から控訴裁判所での結論に至るまで<sup>13)</sup>、証言聴取は法的・財務的専門用語でいっぱいだったが、事件の核心は単純である。すなわち、キルザント卿は、実質的に独裁的な権力を利用して、大衆を誤導する貸借対照表と目論見書を発行し、監査人は、貸借対照表に関して、……欺瞞を黙認したのである。監査人は無実を宣告されたが、その専門家としての立場と高い個人的評価は、さらに大衆の心を不安にさせた。

---

7) Edwards [1989], p.232.

8) Walker [1978], p.94.

9) Brooks [1933], p.xxii.

10) もちろん、これ以前に予兆はあった。詳細については、Brooks [1933], pp.xxi-xxiiを参照していただきたい。

11) 山浦 [1993], 189 ページ。

12) Brooks [1933], p.xxi.

13) 裁判はギルドホールで第1審が、控訴裁判所で第2審がおこなわれた。「Kyslantは第1審有罪判決を不服として控訴した。1931年11月2日から同月4日に至る第2審の控訴裁判所(Court of Criminal Appeal)では、Kyslantの弁護士Sir John Simonが『不実記載の証拠不十分』をapplicationしたが「Prospectus」の全体的な詐欺的印象を拭えないとして、上訴却下(Appeal Dismissed)の宣告を受け、Kyslantの刑は確定した。」(小堀 [1993], 143-144 ページ。)

というのは、もしそれほど評判のいい会社<sup>14)</sup>がそれほど著名な人によって監査された、読む者を誤導する貸借対照表を発行することができるなら、いかなる有限責任会社も株主や潜在株主に対して正直である保証はどこにもないと感じられたからである。<sup>15)</sup>

公判(trial)は1931年7月20日から8日間おこなわれ、第9日目にあたる7月30日に陪審の評決(verdict)にもとづき判事の判決(sentence)が言い渡された。その結果、「……貸借対照表に関する告訴は2人の被告の無罪宣告という結果に終わった」<sup>16)</sup>。そして、「目論見書に関する告訴については、監査人は含まれておらず、もしくは実際に、関与していなかった」<sup>17)</sup>。キルザント卿は、この訴因についてのみ有罪となり、「第2審で12ヶ月の拘禁刑が宣告された」<sup>18)</sup>。

確かに、このようなロイヤル・メール事件の発覚によって、「会社法が、1929年法以降さえもそしてそれ以前はもっとそうだったが、貸借対照表がどのように作成され何を含むかについて広範な自由を与えている」<sup>19)</sup>ことが問題視されるようになったことは否めないであろう。しかし、この事件はそれほど直接的に連結会計の普及に結びつくのであろうか。もちろん、営業利益の出していないロイヤル・メール社が、配当の原資として利用した「『隠れた剰余金』(hidden reserves)は、子会社から引き出される場合もあった」<sup>20)</sup>ことは事実であろう。しかしながら、子会社の利用はロイヤル・メール事件における論点の一部に過ぎなかった。なぜなら、ロイヤル・メール社が利用した配当原資捻出方法は、子会社を利用したもののほかに、「法人所得にかかわる税項目の粉飾」<sup>21)</sup>が大きな比重を占めているからである。これは、「法人所得税と超過利得税(income tax and excess profits tax)」<sup>22)</sup>にかかわるもので、第1次大戦中に巨額の利益をあげたロイヤル・メール社が多めに税額を見積もり納税および積立てを続けた結果、1920年以降この還付金と積立金取崩益を配当財源として利用することができたというものである<sup>23)</sup>。1921年から1927年に至る7年間の配当原資捻出総額8,907,054ポンドのうち、超過利得税の

14) 「ロイヤル・メール・グループは、老舗であることと、資本が巨大であることと、そしてその有名で信用できる会長によって、まったく信頼のおける会社であるとみなされていた」(Brooks [1933], p. xxi)。

15) Brooks [1933], p. xxi.

16) Brooks [1933], p. xxiii.

17) Brooks [1933], p. xxiii.

18) Brooks [1933], p. xiv.

19) Brooks [1933], p. xxiii.

20) Brooks [1933], p. xv.

21) 小堀[1991], 141ページ。

22) Hastings [1962], p. 452. 超過利得税は、「イギリスでは、1915年第2歳入法(the Finance (No. 2) Act, 1915)によって導入された」(高寺 [1979], 169ページ)。

23) 小堀 [1991], 134ページ。

還付、納税積立金の取崩しおよび法人所得税の還付を合計した金額は 3,030,693 ポンド(34.0%)にのぼり、子会社からの配当受入れ等を利用した捻出額合計 2,802,552 ポンド(31.5%)を上回っている<sup>24)</sup>。さらに、前述のとおり、1920年代にはすでに、このような子会社を利用した財務操作を防止する目的での連結会計はいったんイギリスにおいて否定されているのである。

このように考えると、ロイヤル・メール事件の発覚が原因となり、その結果連結財務諸表が普及したと結論づけるのは早計であると思われる。換言すれば、「これはおそらく説明の一部であろうが完全に説得的なものではない」<sup>25)</sup>のである。少なくとも、この因果関係について確証を得るためには、ロイヤル・メール事件と連結会計をつなぐより詳細な経験的事実の考察が不可欠である。さらに、より重要なことに、「ロイヤル・メール事件は明らかに会計実務と法律における変化にとって最大の重要性を持つ出来事であったが、研究者〔の関心〕はこの出来事に集中し、他の重要な当時の発展について排他的であった」<sup>26)</sup>という観察は容易に否定できない。換言すれば、ロイヤル・メール事件以外の出来事のなかに、連結財務諸表の普及に貢献した歴史的事実があるという可能性も存在するのである。当時の論者も「これら〔すなわち、ロイヤル・メール事件の公判における深く衝撃的な示唆〕は、キルザント卿や彼が実質的に独裁者であった船舶会社グループが当時の経済社会において占めていた地位について十分に検討することによってのみ得られるし、……世の中における財務という背景全体について考察することがきわめて必要なことである」<sup>27)</sup>と述べている。つまり、イギリスにおける連結会計の制度化過程において、ロイヤル・メール事件それ自体の重要性は相対的なものとして捉えることが必要になるのである。

### 3. 近代企業経済と投機ブーム

ロイヤル・メール事件の重要性を相対的に捉えた文献は多くないが、たとえばパーチャーは、1920年代後半から1930年代初めにおけるロイヤル・メール事件以外の出来事に注目し、「会計変化にとってロイヤル・メール事件と同じくらい重要で、現存する文献では十分な重要性を与えられていなかった」<sup>28)</sup>のものであると説明している。パーチャーは、連結会計の普及のみならず当時の一般的な会計変化を取りあげ、ロイヤル・メール事件以外の変革への圧力（pressure for reform）について以下のように述べている。

---

24) 小堀 [1991], 135 ページ。

25) Edwards & Webb [1984], p.40.

26) Bircher [1991], p.81.

27) Brooks [1933], p.xiv.

28) Bircher [1991], p.81.

この点について最も重要なのは、1927-28年の証券市場ブームとその後の崩壊（Stock Market boom and its subsequent collapse）である。これは会社やその経営者に対する見方に深刻な示唆をあたえた。企業活動をめぐる礼節という感覚は、これによってその活動に対して法的介入をしないことがほぼ正当化されていたのだが、ひどく曇ることになった。またこの時期から1930年代を通じて、近代企業経済（modern corporate economy）と呼ばれるものが急速に発展しつづけた。戦間期の合理化運動によって、所有と経営がますます分離し、経営者に対する株主支配や会計ディスクロージャーがますます正当視されなくなった。これらの発展は、ロイヤル・メール事件が1931年7月に判決される前に、会社法に重要な圧力を与えたのである。<sup>29)</sup>

このように、パーチャーは1930年代における会計変化の促進要因について、ロイヤル・メール事件に加えるものとして、1927-28年の証券ブームと近代企業経済の2つを挙げている。

いうまでもなく、「もちろん、このような傾向は、19世紀末の上場製造企業で、すでに示されていた……」<sup>30)</sup> し、「より近代的な型への移行は暫時的なものではあった……」<sup>31)</sup>。本稿との関連でも、「近代的システム」<sup>32)</sup>であるグループ経営においてしか生じえない子会社を利用した財務操作の可能性という問題が、すでに19世紀後半から認知されていた。たとえば、「1892年にはリベレーター・パーマネント・ベネフィット・ビルディング・ソサイエティ(Liberator Permanent Benefit Building Society)とその他のバルフォア・グループ(Balfour group)の会社が2つの子会社によって遂行された投機的な冒険事業から生じた莫大な損失の発覚によって倒産した」<sup>33)</sup>ことが大きな事件として取り上げられ、また「ウィッターカー・ライト・グループ(Whitaker Wright group)のロンドン・アンド・グローブ金融会社(London and Globe Financial Corporation)とその他の会社が1901年に倒産し、ここでも株主は子会社の損失を後から知らされた」<sup>34)</sup>。そして、これらの倒産を受けて遅くとも1901年には会計雑誌などにおいて持株会社による誤導的利益の報告が警告されていた<sup>35)</sup>。これを受けてイギリスにおいては「〔連結会計に関する

29) Bircher [1991], pp.81-82.なお、下線は原文どおりである。

30) Hannah [1976], p.56, 訳69ページ。

31) Hannah [1976], p.56, 訳69ページ。また、たとえばイギリス鉄鋼業においては、「……株式保有の分散と、所有と経営の分離は、1860年にさかのぼる」(Edwards [1981], p.8)とされている。

32) Brooks [1933], p.xv.

33) Walker [1978], p.20.

34) Walker [1978], p.20 および p.35.

35) たとえば、1901年6月8日号のアカウンタント誌では、「いくつかの事例において、親会社のすべての利益が子会社から引き出されるようなことが起こり、それらの場合には親会社財務諸表の監査は、多数の子会社の財務諸表も適正だという保証を含まないかぎり、きわめて役に立たないものである」などとされている(Walker [1978], p.43)。

文献ではなく)会社間株式所有の処理に関する会計問題に関する文献が拡大した」<sup>36)</sup>だけでなく、「子会社の事業から生じた損失全額は持株会社が負担するという原則」<sup>37)</sup>が主張され、遅くとも1910年以降には、その方法として連結会計に限らず複数の方法<sup>38)</sup>が実行されていたのは周知のとおりである。

しかし、特にこの時期にこれらの2つの出来事が重大な意味を持つようになったのは、「1928年の証券市場は、かの有名な南海バブル時代のほかに匹敵する時代を見つけるのが困難なほど膨らんだ」<sup>39)</sup>ためであるといつてよいであろう<sup>40)</sup>。この時期を経て、「このようにして、近代企業経済を小規模な家族企業からなるヴィクトリア時代の経済と区別する特徴のおおくは、1930年代初期までにイギリスにしっかりと根づいた」<sup>41)</sup>とされている。

そこで、まず前者の証券ブームとその崩壊について、1930年代における連結会計の普及との関連を考察したい。パーチャーは、「アカウンタント誌(1929年6月8日号, p.725)によると、それ以前の2-3年における多くの議論と酷評が投機的・半投機的会社の継続的な証券発行に集中していた」<sup>42)</sup>ことをまず指摘する。そして、「これらの会社のいくつかが順調な証券発行に失敗するというスキャンダルの結果、危機意識が発展し始めた」<sup>43)</sup>としたうえで、「この『乱用』という経験、つまり1929年という困難な財務状況に関連する悪しき経営(maladministration)という経験とそれにより生じた経営者に対する不信感が、ロイヤル・メール事件前に会社法改正

36) Walker [1978], p.25.

37) Dicksee [1909], p.294.

38) エドワーズとウェブは、1910年から1934年までのグループ会計情報の公表方法として、持株会社の個別財務諸表において持分法を採用する方法、子会社の貸借対照表も公表する方法、持株会社の個別貸借対照表に加えて子会社の資産負債の結合表を公表する方法、持株会社の個別貸借対照表に加えてグループの資産負債の結合表を公表する方法、持株会社の個別貸借対照表の代わりに連結貸借対照表を公表する方法、持株会社の個別貸借対照表に加えて連結貸借対照表を公表する方法の6つが存在したことを確認している(Edwards & Webb [1984], pp.49-55)。なお、これらのうち特に持分法が1920年代を中心に最も採用率が高かった(Edwards & Webb [1984], p.56)。

39) Brooks [1933], pp.xvii.

40) 「1920年代は合併が盛んとなる最初の10年間であり、合併による消滅企業が一年平均188社という水準は、それ以前の40年間平均の3倍以上であり、1920年と1929年のピークは、1959年にはじまる合併の波まで再び達成されることはなかった」(Hannah [1976], p.94, 訳113ページ)とされるように、1929年とならんで1920年も合併活動のピークとする見解もある。1920年代という10年間のイギリス経済について、ポラードは「ありふれた循環的な順序」(Pollard [1969], p.224)をたどったと述べ、次のように説明している。「1919-20年の投機的でインフレを引き起こしたブーム、それに続いて1921-2年の崩壊と不況、そして今度は産出高や利益の急増を含む1920年代後半の全般的な繁栄状態と株価の急騰があり、そして投機的株式取引の底なし騒ぎの後、新たな不況の始まりを意味する財務破綻で幕を閉じた」(Pollard [1969], p.224)。

41) Hannah [1976], p.123, 訳147ページ。

42) Bircher [1991], p.82.

43) Bircher [1991], p.83.

が提起された背景にある主要な推進力であった」<sup>44)</sup>と述べている。

これらの記述から確認できることは、投機ブームに乗じて公衆を故意にだますという悪意を持った経営者が存在し、それによって企業経営に対する規制が切望されたという状況である。具体的な事例としては「無節操な発起人」<sup>45)</sup>であったハットリー(Clarence Hatry)が「うぬぼれと野心にせきたてられて<sup>46)</sup>不誠実な財務をおこなっていただけでなく、実質的な詐欺行為にまで及んだ」<sup>47)</sup>結果、倒産し<sup>48)</sup>、これによって「ロンドン証券取引所は1929年の『ハットリー』グループの失敗によって証券市場の規制に対する態度を見直すよう促された」<sup>49)</sup>ことがあげられるであろう。

こうして、不誠実な企業経営に対する反感から会計規制が求められた状況が確認されるのであるが、残念ながらこの「圧力」ではこの時期の連結会計の普及を説明することまではできないと考えられる。もちろん、ハットリーにかぎらず詐欺的な経営者の「悪しき経営」において子会社を利用した財務操作が悪用されたという事実は明らかである<sup>50)</sup>。しかし、これによって持株会社の会計に注目が集まったという変化は説明できても、なぜ持株会社会計のなかから連結会計が選択されたのかという疑問には回答できない。その結果、本稿との関連においては、1927-28年の証券市場ブームは、昔からある持株会社の会計問題をいっそう際立たせたという以上の意味を持つものではないと考えられる。

44) Bircher [1991], p.92.

45) Hannah [1976], p60, 訳 73 ページ。

46) 「クラランス・ハットリーは、……イギリス鉄鋼業を支配するというくらみを発案した」(Hopkins [1980], p.79)。

47) Brooks [1933], p.xviii.

48) この事件の詳細をたどることは本稿の域を超えているが、以下の記述などからその社会的影響の大きさをうかがい知ることができる。「2,000万ポンドにのぼる犯罪的詐欺行為の告白に直面した……ギルバート(・ガーンジー)卿は〔ハットリーに〕助言する前に最初にイングランド銀行へ向かった」(Hopkins [1980], p.79)そして、「1929年9月19日にクラランス・ハットリーが詐欺の容疑で逮捕され、9月24日に〔イングランド銀行総裁のモンタギュー・〕ノーマンは急いでイングランド銀行において銀行家の会議を開き、ハットリーのオースティン・フライアズ・トラストに支配されている全ての会社は多かれ少なかれ破産していることを告げ、」(Green & Moss [1982], p.92)その後「イングランド銀行が1929年終わりのロンドン証券取引所における、特にハットリーに関連した株価下落でさらに弱まった……」(Pollard [1969], p.225)。

49) Walker [1978], p.89.

50) これはたとえば以下の記述によって明らかである。「そのブームに後押しされて、ほとんど経験もなく怪しげなモラルしか持たないような金融家が、簡単に彼らの企業への予約金を引きつけ、いち早く個別企業ではなく企業グループを操作することによって生じる利点に気づいた。多くの子会社を支配下においている『親』会社は、繁栄に関する真実の状態について公衆を惑わすため多くの手を打つことができた。子会社に対する貸付けや投資が操作されて貸借対照表がグループ全体の真の財務状態を隠すだけでなく、正規の販売高も調整されて平均的な投資家では真実の営業利益と区別できないような配当を子会社が表示したり親会社に移転したりすることができた。」(Brooks [1933], pp.xvii-xviii)

次に、後者の近代企業経済については、バーチャーは「企業経済の変化は会計に3つの主要な示唆を与えた」<sup>51)</sup>としたうえで、「第1に、それは小規模で『未熟な』株主という新しい階級を生み出し……第2に、所有と経営の分離を生じさせ……第3に、当時の会計実務が適切に処理できない種類の企業組織を生んだ」<sup>52)</sup>と整理している。特に第3の点から、近代企業経済の興隆が企業のグループ化を生み、それは当時の会計実務が適切に処理できないものだったことが読み取れる。すなわち、前者の投機ブームとの関連で重要であり、この近代企業経済との関連において強調されることは、たとえ誠実な会計実務をおこなっていた経営者でさえも、会計実務の変化がグループ化という企業経済の変化に追いつかなかった結果、罪に問われるような会計行動を起こしてしまう可能性があったという点である。作成した貸借対照表が誤導的であると認められたにもかかわらず無罪判決が言い渡されたロイヤル・メール事件がまさにこの典型例といえ、「この点で、RMSP社自体が、大変複雑で、近代的なグループ機構のよい事例だったことはしばしば忘れられている」<sup>53)</sup>のである。このような事件は、子会社を「悪用」したハットリー・グループのような事件とは区別され<sup>54)</sup>、実際、「ハットリーの破滅によって増大したグループ金融に対する不信の中であってさえ、普通の知識と洞察力を持ったほとんどの人々は、このシステムの危険性は相対的なものだと感じていた」<sup>55)</sup>とされる。問題は、このように社会的に認知されたグループ経営に対して「当時の会計実務が適切に処理できない」<sup>56)</sup>ものだったことにあったといえる。

このような企業のグループ化に対する会計的対応の遅れは、一見すると連結会計を促進させる要因になったかのように思われる。しかし、これもロイヤル・メール事件や1927-28年投機ブームと同様に、なぜ持株会社会計のなかからあえて連結会計が選択されたのかについては説明できないであろう。グループとして行動する企業に対して適切な新しい会計制度を整備する必要があるという意識が高まったことが説明できるにとどまるのである。

持株会社の一般化にともない、いかなる会計的対応が望ましいかという問題は、20世紀初頭からイギリスにおいても議論がおこなわれており、また1920年代半ばにグリーン委員会において公的にも議論されている。近代企業経済も1927-28年の投機ブームも、これらの議論の必要性をあらためて高めたとはいえるであろうが、なぜこれ以降あえて連結会計が選択されたの

---

51) Bircher [1991], p.95.

52) Bircher [1991], pp.95-96.

53) Bircher [1991], p.97.

54) もちろん、これらの境界線はあいまいである。しかし、「われわれが向かい合わなければならない罪は不誠実という罪であり、……」(Hastings [1962], p.455), 不誠実さの有無において両者には顕著な違いがあるといつてよいと考える。

55) Brooks [1933], p.xix.

56) Bircher [1991], p.96.

かという疑問には答えることができない。持株会社が採用したいいくつかの会計方法のうち、連結会計が選択され普及したことを説明するためには、連結会計を積極的に受け入れる他の要因が関わっていたと考えざるをえないのである。

#### 4. ダンロップ・ラバーの事例

それでは、いかなる要因が、1930年代イギリスにおける連結会計の普及を説明するのであろうか<sup>57)</sup>。ここで、当時のイギリスにおいて看過しえないもう1つの重要な出来事に目を向けると、1934年5月にダンロップ・ラバー社(Dunlop Rubber Co. Ltd.)のチーフ・アカウントであったデ・ポーラ(Frederic Rudolf Mackley de Paula; 1882-1954)が1933年度の連結財務諸表を公表している<sup>58)</sup>。そして、「ダンロップの報告への惜しみない賞賛<sup>59)</sup>」が、他の企業もダンロップの例に追随しようと試みさせたことは十分考えられる<sup>60)</sup>とされている。たとえば、アカウント誌は以下のように「ダンロップの新しい基準」<sup>61)</sup>を賞賛している。

ダンロップ・ラバー社の1933年財務諸表によって始められた企業会計における新しい基準を賞賛するのに十分な賛辞を見つけることはほとんど不可能である。……これらの財務諸表は、法律で認められている方法で財務諸表を作成すれば子会社の利益と資産に関して不明瞭にすることが可能となるという今日的批判すべてに答えるものである。<sup>62)</sup>

ダンロップ・ラバーは、1921年の破綻ののちゲディス卿(Sir Eric Geddes)によって1922年に再建されて以来<sup>63)</sup>、デュークロウ家(Du Cros family)から専門経営者へと支配が移行しており、

57) なにをもって「普及した」と表現できるかは明快ではないだろう。パーチャーによれば、1947/48年会社法によって連結会計が法制化されるまでは連結会計は一般化したとはいえないとされている。具体的には、ロンドン証券取引所に登記した会社40社を調査したところ、1938/39年の連結採用率は多く見積もっても22.5%、1944/45年には32.5%、そして1947/48年には74.4%と推移したとされている。(Bircher [1991], pp.188-195) この結果によって「ロイヤル・メール事件とその後の出来事は、会計の議論を刺激し、何が最善の報告実務でそれをどう統治すればよいかということに関する意見を本質的に変化させたが、報告会社にその会計実務を変更させることはほとんどなかった」(Bircher [1991], p.195) ことが実証されたとされている。

58) この連結財務諸表は、アカウント誌(*The Accountant*)の1934年5月12日号(第90巻第3101号)676-679ページに再掲され、当時の会計人がその内容や形式を知ることができた。

59) デイリー・テレグラフ、エコノミスト誌、およびアカウント誌における絶賛の記事がデ・ポーラ自身の著書(de Paula [1934], p.86)に再掲されている。

60) Walker [1978], p.106.

61) *The Accountant*, 12 May 1934, Vol.90, No.3101, p.676.

62) *The Accountant*, 12 May 1934, Vol.90, No.3101, p.676.

63) Hannah [1976], p.76, 訳92ページ。

「ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの会計学教授であり、原価計算と予算のイギリスにおけるパイオニアであった F.R.M. デ・ポーラが 1929 年に同社の会計監査官(コントローラー)となつて以降は特にそうであった」<sup>64)</sup>とされる。デ・ポーラは、ダンロップ・ラバーのコントローラーであつただけでなく、「〔最優秀〕学生・教師・実務家・著者として、2 度の世界大戦における戦時統制官として、非常勤であつたが大学の講師および教授として、財務報告におけるより十分なディスクロージャーとさらなる包括性のための運動における旗手として、ICAEW 審議会の初めての非実務メンバーとして、……ICAEW の重要な勧告書の主要な生みの親として、成功を収めた実業家で重要な会社の経営者として、そして教育者として」<sup>65)</sup>活躍したとされることからその影響の大きさをうかがい知ることができる。

デ・ポーラが 1934 年にダンロップ・ラバーの年次総会で公表したのは、取締役報告書(directors' report)のほか、利益報告書(statement of profits)、貸借対照表(balance sheet)、損益計算書(profit and loss account)、資産負債の連結表(consolidated statement of assets and liabilities)という 4 つの財務諸表である<sup>66)</sup>。これらのうち、貸借対照表と損益計算書はダンロップ・ラバーの個別財務諸表である。利益報告書は「少数株主持分調整後の当期における企業グループ全体の正常利益(normal earnings)をあらわして」<sup>67)</sup>おり、資産負債の連結表は「企業グループ全体の財務状態をあらわしている」<sup>68)</sup>と説明されている<sup>69)</sup>。前者を連結損益計算書、後者を連結貸借対照表とみなすことができ<sup>70)</sup>、前者は「〔イギリスで〕初めて提出された」<sup>71)</sup>とされ

64) Chandler, Jr. [1990], p.304, 訳 256 ページ。デ・ポーラは、「内部監査、原価、予測の包括的な制度を開発し、かくしてダンロップの財務部は子会社に関する年度予算という枠組みのなかで、原価と投資の管理のための情報を提供することができるようになった」(Hannah [1976], pp.80-81, 訳 97 ページ)と評価されている。

65) Kitchen & Parker [1980], p.81.

66) de Paula [1934] に再掲された順による。

67) de Paula [1934], p.69.

68) de Paula [1934], p.71.

69) デ・ポーラは、グループの範囲を以下のように決定した。「この財務諸表は、50%以上の普通株もしくは 50%以上の議決権がグループに所有されている子会社および孫会社すべてを包含している」(de Paula [1934], p.71)。

70) 後者について、デ・ポーラは、連結貸借対照表という用語を使わずに、資産負債の連結表という呼び方をういたことについて、以下のように説明している。「大変しばしば使われる『連結貸借対照表』という用語は、誤称である。……『貸借対照表』という用語は 1 つの会社 1 つの企業、1 人の個人、1 つの機構、言い換えれば個別の単位もしくは実体の財務状態の写像をあらわす……」(de Paula [1934], pp.70-71) また、後者についてなぜ連結損益計算書という用語を使わなかったのかについての説明は見つけることができなかった。ただし、後述するように、現在の連結損益計算書とは異なり、少数株主持分を表示せず、子会社利益の親会社持分のみを合算した連結利益を表示し、そこから子会社に残された未分配利益などを差し引いて後半部分は親会社の個別損益計算書と同じ計算をおこなっていることには注意が必要である。

71) *The Accountant*, 12 May 1934, Vol.90, No.3101, p.676.



図表2 ダンロップ・ラバーの連結貸借対照表（1933年度）

1933年12月31日における資産負債の連結表

ダンロップ・ラバー社と、ダンロップ・ラバーとその子会社が50%以上の普通株式もしくは50%以上の議決権を所有しているすべての子会社および孫会社の監査済貸借対照表の数字を（会社間取引消去後）連結したもの

	£		£
ダンロップ・ラバー社の発行済株式資本	12,251,045	固定資産	15,564,617
剰余金および積立金	4,614,871	投資	1,195,637
	16,865,916	流動資産	11,336,708
少数株主持分	6,153,496	のれん	1,323,663
社債，抵当権，借入金	3,125,884		
流動負債および引当金	3,269,674		
仮勘定	1,284		
為替仮勘定	4,371		
	<u>29,420,625</u>		<u>29,420,625</u>

出所) Dunlop Rubber Co., Ltd., Consolidated Statement of Assets and Liabilities, 31st December, 1933, cited in de Paula [1934], pp.84-85 を一部訳出。

社の保証付優先配当差引き前の、子会社および孫会社の利益持分から損失を控除した額を含む<sup>73)</sup> 金額が表示されており、「この数字が少数株主持分調整後の、当期のグループ全体の正常利益をあらわす<sup>74)</sup> とされている。したがって、明らかに、デ・ポーラの考える「グループ全体の利益」は少数株主持分を含めたそれではなく、親会社持分のみを連結する比例連結にもとづいた利益概念である。また後者については、「持株会社の法的貸借対照表に表示されている20万ポンド（（子会社）株式の取得原価）という資産は、連結報告書では、その投資が表すもの、すなわち子会社の資産マイナス負債に取って代わられるので、消去される<sup>75)</sup> として、具体的な数値を使って資本連結の方法が説明されている<sup>76)</sup> が、ここでは明らかに子会社投資勘定を子会社の資産および負債に置き換えるという思考が存在している。すなわち、子会社投資勘定残高20万ポンドは、子会社資産33万ポンド（有形資産の簿価29万ポンドプラスのれんの総額4万ポンド）と子会社負債13万ポンドに分解され、置き換えられるのである<sup>77)</sup>。

73) de Paula [1934], p.77. 「利益持分から損失を控除した額」は原文で *its proportion of the profits less losses* とされており、損失についても持分のみを控除したのか、あるいは損失については全額を控除したのかは不明である。もちろん、比例連結を厳密に適用すれば、損失も持分のみが連結されることになるが、イギリスにおいては伝統的に「損失は持分割合のみならず、全額を計上するべきである」(Dicksee [1909], p.292) という考え方が存在した。

74) de Paula [1934], p.69.

75) de Paula [1934], p.72.

これらの2点が重要なのは、デ・ポーラが、子会社利益の持分計上と子会社投資勘定の分解という伝統的なイギリスの持株会社会計論の影響を受けているという事実を意味するからである<sup>78)</sup>。子会社利益の持分計上については、ディクシーによって「子会社利益の持分割合のみを吸い上げるのは極めて正しい」<sup>79)</sup>とされるように、20世紀初頭からは是認されていた考え方である。ここでは明らかに少数株主持分が控除されるべきであるという思考が読み取れ、デ・ポーラも同じ処理をおこなっている。また、子会社投資勘定の分解については、アメリカで活躍したが「イギリス人という経歴」<sup>80)</sup>を持っていたディキンソンが1906年に回答を試みた問題である<sup>81)</sup>。ディキンソンは、連結会計を主張していたが、理論の内容としてはあくまでも、持株会社の個別貸借対照表における子会社投資勘定をその出発点に置き、これを子会社の資産およ

76) その説例は以下のとおりである。持株会社が、1株当たり1ポンドの株式15万株からなる他会社の全発行済株式を合計20万ポンドで購入した。当該他会社の貸借対照表が以下のとおりだったとする -

	£		£
株式資本	150,000	のれん	10,000
負債	130,000	有形資産	290,000
損益	<u>20,000</u>		
	<u>£ 300,000</u>		<u>£ 300,000</u>

さらに持株会社の決算日に購入され、新子会社が連結報告書に含まれると想定する。このとき、子会社投資勘定は以下のように分解される。

	£	£
子会社有形資産合計		290,000
子会社貸借対照表に表示されていたのれん	10,000	
子会社の財務諸表に特定資産として表示されていなかった株式に対するプレミアム	<u>50,000</u>	
連結のれん	60,000	
しかし、このプレミアムのなかには、子会社の未分配利益がありそれは望めばすぐに配当として吸収できるので、控除することが適切であるから	<u>20,000</u>	
子会社ののれんに対して支払った価格		40,000
連結報告書の資産に計上する合計額		330,000
子会社負債を挿入する		<u>130,000</u>
差額が残る		<u>£ 200,000</u>

この差額20万ポンドが法的貸借対照表にあらわれる投資の取得原価とまさに等しい。(de Paula [1934], p.72)

77) de Paula [1934], p.72.

78) 前述のとおり、デ・ポーラが子会社損失の持分のみを引き受けたのか、あるいは全額を引き受けたのかは現在のところ不明である。もしデ・ポーラが全額を負担していたのであれば、子会社損失計上の原則という20世紀初頭のイギリスにおける持株会社会計論の重要な特徴をも踏襲していることになる。

79) Dicksee [1909], p.292.ただし、ディクシーは、「持株会社が利益の持分割合を保証するのは配当をとやすという法的方法によってのみである」(Dicksee [1909], p.294)と釘をさしている。

80) Brundage [1951], p.72.

81) Dickinson [1906], pp.489-490.

び負債に置き換えることによって連結会計論を展開した<sup>82)</sup>。デ・ポーラの連結会計論もこれと酷似しているといわざるをえない。

したがって、連結財務諸表を作成し公表したデ・ポーラの選択は、一見するとイギリスにおいて際立って特徴的であったようにみえるが、連結会計を選択したという点以外においては、なんら目新しい試みはおこなわれていないのである。むしろ、デ・ポーラは忠実にイギリス持株会社会計の伝統を受け継いでいるとさえいえることができるであろう。

## 5. アメリカ連結会計の影響

それでは、なぜデ・ポーラは、イギリス持株会社会計論において何度も主張されてきた持分法ではなく連結財務諸表を選択したのであろうか。

1933年の財務報告をおこなった理由について、デ・ポーラは以下の3点を挙げている。第1に、「企業グループ全体の利益に関する明快な写像は、持株会社のメンバーが、彼らの利害にかかわる結合体の成功や失敗に関して判断することができる唯一の手段なのである」<sup>83)</sup>というものである。しかし、周知のとおり、「企業グループ全体の利益」に関する情報は連結会計だけではなく持分法の採用によっても可能になる<sup>84)</sup>。したがって、この記述からは、連結会計が選択されたことは説明できない。第2にデ・ポーラが挙げているのは、「純粋持株会社の場合、すなわち、それ自体はなんら事業活動をおこなっていない場合、実質的にすべての資産が子会社と関連会社への投資と貸付けとして表示されている」<sup>85)</sup>というものである。しかしながら、「グループ全体の財務状態に関して見解を形成することが明らかに不可能である」<sup>86)</sup>点において、程度の差こそあれ、純粋持株会社の個別貸借対照表と事業持株会社の個別貸借対照表にそれほどの相違はないといってよいであろう。実際、伝統的なイギリス持株会社会計論において

---

82) たとえば、ディキンソンは以下のように述べている。「実際、そのような〔子会社が実質的に持株会社に支配されているような〕場合には、持株会社の帳簿において子会社株式を取得原価で維持することは不適切である、なぜならば、取締役が子会社の事業成果に正確に従うようにこれらの価値を調整する十分な手段を持っているからである。……これらの株式は、子会社の貸借対照表における資本資産と流動資産から資本負債と流動負債を減じた金額によって表される」(Dickinson [1906], p.489)。

83) de Paula [1934], p.62.

84) なぜならば、周知のとおり、「連結財務諸表を作成すれば、子会社の資産、負債、収益、および費用とともに子会社利益が合算されるし、また連結財務諸表を作成しないまでも個別持分法を持株会社の子会社投資勘定に適用すれば、子会社の未分配利益が持株会社の利益に反映されるからである」(中野[1997], 132ページ)。現行の連結会計制度における持分法は、非連結子会社および関連会社に対する投資に適用されるものである(たとえば、日本における『連結財務諸表原則』第四の八の1)が、歴史的には、「個別持分法と連結財務諸表を持株会社の業績をより適切に示すための代替案と捉えている」(中野[1997], 133ページ)文献が少なくない。

85) de Paula [1934], p.65.

86) de Paula [1934], p.65.

は、「事業持株会社と非事業持株会社の区別は、配当支払い前に子会社投資の取得原価を持株会社が減価することに関して法的観点から重要になる」<sup>87)</sup> ものとして議論されており<sup>88)</sup>、純粋持株会社の存在は知られていてもそれが連結財務諸表の必要性と直結してはいなかった。

そして第3にデ・ポーラが連結財務諸表を選択した理由としてあげているのは、「もしこの情報〔グループ全体の利益とグループ全体の財務状態〕が利用可能なら、利益総額 (aggregate earnings) がグループに投下された総資本 (total capital) に対して合理的なリターンとなっているかどうかを判断することができる」<sup>89)</sup> というものである。つまり、グループ全体の投資利益率を計算するために連結財務諸表が必要になったと述べられており、デ・ポーラによれば、「これは最高の要因でありすべての問題の要点である」<sup>90)</sup> とされている<sup>91)</sup>。

投資利益率の概念は、「アダム・スミスが、1776年の古典的名著『富国論』で資本のリターンについて記述した」<sup>92)</sup> ほど昔に遡れるが、実際的な利用としては「マサチューセッツ州鉄道審議会 (Massachusetts Board of Railroad Commissioners) のメンバーだったチャールズ・フランシス・アダムス Jr. (Charles Francis Adams Jr.) が、1875年にイリノイ鉄道が4.8%をあげたと記述したときにおこなわれた」<sup>93)</sup> 事例などがあげられている<sup>94)</sup>。1930年代に投資利益率の概念がどのくらいイギリスに普及していたかは明らかではないが、この実際的な利用がアメリカ鉄道業でおこなわれていたとされることは、「一般産業会社に先立って鉄道会社において連結

87) Garnsey [1923], p.11.

88) 具体的には、「事業をおこなっていない場合、投資は資本的資産（もしくは固定資本）なので、この持株会社は子会社株式の取得原価を減価することを法的に求められることはない (Garnsey [1923], p.11) が、「〔事業〕持株会社は、資本ではなく利益の観点から、〔子会社〕投資がそれだけ減価しているので子会社の負った営業損失を引き受けなければならない」 (Garnsey [1923], pp.11-12)。

89) de Paula [1934], pp.65-66.

90) de Paula [1934], p.66.

91) 残念ながら、デ・ポーラの念頭に置かれていた投資利益率が、他人資本を除いた（財務会計で利用される）自己資本利益率だったのか、他人資本・自己資本を区別しない（管理会計上の）投資利益率だったのかは、必ずしも明らかではない。連結財務諸表の必要性との関連を重視すれば、株主の立場から見た自己資本利益率を指していたと考えるのが自然であるが、デ・ポーラが「原価計算と予算のイギリスにおけるパイオニアであった」(Chandler, Jr. [1990], p.304, 訳256ページ)ことから、「戦略的計画設定のための内部『投資利益率概念』」(高寺[1979], 189ページ)であった可能性も否定できない。

92) Vangermeersch [1996], p.501.

93) Vangermeersch [1996], pp.501-502.

94) 1870年代のアメリカ鉄道会社が戦略的計画設定のために投資利益率の利用を始めた理由は以下のように述べられている。「『1870年代の不況の到来とともに〔それまでの“過大建設”が表面化し〕固定費と遊休設備能力の重圧が特に問題となってきた』にもかかわらず、いぜんとして続く建設競争のなかで、鉄道会社のトップ『マネジメントは、〔膨大な資本的支出を要する建設〕計画に取りかかる前に、新線が建設費にたいする公正な利益を保証するにたる十分な必要性を持っているかどうか〔さらにそれに要する建設費が調達できるかどうか〕ということを判断しなければならなかった』からである (高寺[1979], 189-190ページ)。

報告が開始された」<sup>95)</sup> ことと相まって、デ・ポーラの連結会計論におけるアメリカ会計の影響を考えるうえで重要である。すなわち、「ダンロップ・ラバーは新しい会計報告を創造したが、そのインスピレーションとなったのはアメリカ会計であり、デ・ポーラはそれに精通していた」<sup>96)</sup>とされることに注意を向ける必要が生じるのである。「1920年代、すなわち、会計実務と大学講師とに彼の時間が分けられていた時代に、デ・ポーラは財務諸表の作成における新しいアイデアについてアメリカの文献を広く読み始め……『これらは大変私を魅了した』と彼は後に書いている」<sup>97)</sup> 事実こそ、デ・ポーラが連結会計を選択した理由があるのではないかと考えられるのである。

状況証拠としては、「ダンロップ・ラバー社は、……アメリカの大企業とほぼ同じような方法で成長した」<sup>98)</sup> だけでなく、「ダンロップのアメリカ子会社の取締役であったピエール・デュボン（Pierre du Pont）がゼネラル・モーターズの社長であった」<sup>99)</sup> ことがあげられる。ピエール・デュボンは、いうまでもなく、アルフレッド、コールマンとならば「デュボン家の従兄弟」<sup>100)</sup> の1人であるが、「ピエール……は投資利益率が当社（E.I.デュボン火薬会社）の単純かつ最も重要な分析用具となるまで、この分析を改良しつづけた」<sup>101)</sup> ことが知られている。

また、ダンロップ社の「最大の単独株主はノーベル・インダストリーズ社であって<sup>102)</sup>、その持株は1926年にそれがICIと合同したとき少し減少したとはいえ、4.3%の比率を占めていた」<sup>103)</sup>。いうまでもなく、「ノーベル・インダストリーズ社は1920年12月〔31日〕付けの連結貸借対照表を1922年9月〔22日〕の年次総会で提示し、ノーベルのチェアマン（ハリー・マゴワン卿 Sir Harry McGowan）が株主に『この国に関するかぎり実質的に大きな関心となる革新』であると紹介した」<sup>104)</sup> ことが注目された会社であるが、1920年に買収したゼネラル・モーターズを通じて「GMの最大株主デュボンと密接な関係があった」<sup>105)</sup> とされるように、やはりアメリカ企業の影響を受けえた会社であった。そして、「先進的な経済学者であり、1920年代におこなわれた秘密主義の会計実務に対する厳格な批判者であったスタンプ卿（Sir Joseph Stamp;

---

95) 小栗 [2002], 13 ページ。

96) Edwards [1976], p.303.

97) Zeff [1974], p.6.

98) Chandler, Jr. [1990], p.304, 訳 256 ページ。

99) Chandler, Jr. [1990], p.305, 訳 256 ページ。

100) Chandler, Jr. [1990], p.76, 訳 61 ページ。

101) 高寺 [1979], 199 ページ。

102) この買収は1918年におこなわれた（Reader [1970], p.384）。

103) Scott & Griff [1984], p., 訳 132 ページ。

104) Kitchen [1972], p.126.

105) Reader [1970], p.386.

1880-1941)がノーベル・インダストリーズ社のセクレタリー (secretary) であり、彼の会社がおこなった報告実務を改善するのに何らかの影響を及ぼしたと想像できる<sup>106)</sup>が、そのスタンブ卿は、すでに「コダック社に対する租税訴訟<sup>107)</sup>において1900年および1901年の連結貸借対照表を学んでいた」<sup>108)</sup>経験をもち、「連結財務諸表を作成する技術は、アメリカではすでによく知られているが、この国では全く進んでいない」<sup>109)</sup>ことを嘆いていた<sup>110)</sup>。さらに、このスタンブ卿と「デ・ポーラは、1925年10月にギルバート・ガーンジー卿(Sir Gilbert Garnsey; 1883-1932)が司会を務めたロンドン・メンバーの昼食会に出席しており、そこでジョジフ・スタンブ卿が『会計士の今日の課題に関する部外者の意見』と〔謙遜して〕呼ぶものを報告し」<sup>111)</sup>ている。ここで司会を務めたガーンジー卿はいうまでもなく「イギリス会計職業人のあいだに連結財務諸表を導入するのに先導的な役割を果たした」<sup>112)</sup>人物であるが、「ブライス・ウォーターハウスのパートナーとして、アメリカ〔事務所〕のパートナーであり、アメリカにおいて連結報告を推進したA.L.ディキンソンと間違いなく連絡をとっていた」<sup>113)</sup>。

このような状況のなかで、デ・ポーラは「アメリカの発明物」<sup>114)</sup>とよばれた連結会計を採用したのであり、その背景にアメリカ会計の影響の大きさを感じざるをえないのである。ただし、前節で述べたとおり、デ・ポーラは連結会計を採用するという決定以外には、伝統的なイギリス持株会社会計論をほぼ踏襲している。ここに、イギリス持株会社会計論とアメリカ連結会計との融合を見出すことができるであろう。ダンロップ・ラバーの連結財務諸表が賞賛を浴び、イギリスにおける連結会計普及の要因にまでなつたと考えられる理由は、単にデ・ポーラが連結会計を採用したという事実ではなく、その採用において子会社利益の持分計上と子会社投資勘定の分解という伝統的なイギリス持株会社会計論の思考を受け継いだところにあると考えられるのである。

106) Edwards & Webb [1984], p.39.

107) この事件は、正式名称を Clarke v. Kodak といい、海外子会社の未送金利益をイギリス持株会社の利益と認定できるかどうか争われたが、この結果、クラークとその部下であったスタンブが勝訴し、コダック社はアメリカに本社を戻したとされる (Bywater [1984], p.260)。

108) Bywater [1984], p.263.

109) Stamp [1925], p.312.

110) スタンブはアメリカ哲学学会 (American Philosophical Society) やアメリカ人文・自然科学学術院 (American Academy of Arts and Sciences) の名誉会員となつた (McKenna [11959], p.819) だけでなく、「すべてのイギリス社会人は一年おきに〔アメリカへ〕行くべきだと好んで言った」 (McKenna [11959], p.818) とされるように、アメリカの情勢に精通していた。

111) Kitchen & Parker [1980], p.87.このときデ・ポーラは43歳、スタンブは45歳、ガーンジーは42歳であったことになる。

112) Walker [1978], p.47.

113) Walker [1978], p.48.

114) Company Law Amendment Committee [1926], Qu.939.

アメリカにおける連結会計の発達には特殊アメリカ的な要因が深く関係していたとされる。すなわち、20世紀初頭のアメリカにおける持株会社には、「初期持株会社のほとんどは、子会社の発行済株式の100%(もしくは100%に近い)所有者であった」<sup>115)</sup>などの特殊事情が存在していた。連結会計はこのような状況で生成・発達したのである。これに対して、「企業合併をおこなっていけば成立したであろう企業を具現化している - 極言すると、合併企業それ自体であるともいいうる」<sup>116)</sup>アメリカの例とは異なり「緩やかな連合体」<sup>117)</sup>にとどまったイギリス持株会社グループにとって、連結会計が「もっとも歓迎しないイギリスへの輸入物」<sup>118)</sup>であったことは自然である。しかしながら、グリーン委員会が有効な規定を設定しなかったことや、「持株会社はいかにもアメリカ的な結合の型であるとみなされている」<sup>119)</sup>ことなどによって、イギリス会計人のアメリカ連結会計に対する「遅れ」<sup>120)</sup>の意識が広がったうえに、デ・ポーラによって伝統的なイギリス持株会社社会計論の議論を踏襲した連結会計論が公表されたことによって、1930年代に急速に連結会計が受容される素地が形成されたのではないだろうか。

## 6. お わ り に

本稿の目的は、イギリス会計人がいかなる過程を経て1930年代に連結会計を受容していったのかを解明し、その過程においていかなる会計的工夫を見出したのかを明らかにすることであった。これまでの研究においては、ロイヤル・メール事件、1928年の投機ブームおよび近代企業経済などを契機に連結会計基準をはじめとする会計基準が設定されていったとされているが、本稿においてはこれらに加えて、ダンロップ・ラバーの連結財務諸表、とりわけデ・ポーラの連結会計論に焦点を当て、イギリスにおける連結会計の展開に及ぼした影響について考察した。その結果、デ・ポーラが連結会計を採用した背景にアメリカ連結会計の影響が色濃く確認されたものの、デ・ポーラはそれを採用するにあたって、子会社利益の比例連結および子会社投資勘定の分析という伝統的なイギリス持株会社社会計論を踏襲していることが明らかになった。そして、デ・ポーラが見出したこのような融合点によってこそ、イギリスにおいて連結会計が受容された理由が説明できると考えられるのである。

---

115) Walker [1978], p.270.

116) 高須 [1996], 11 ページ。

117) Chandler, Jr. [1990], 訳 243 ページ。

118) Hein [1978], p.273.

119) Bonbright & Means [1932b], p.404.

120) Edwards [1989], p.231. 1927年にイギリス会計人によって書かれた以下の文章はこのような雰囲気如実にあらわしているであろう。「持株会社は定着しつつあり、その数と重要性が増加するだろうということは予言ではなくただアメリカから投影された経済的歴史である。そのようなものとして、この問題はすべての〔イギリス〕会計人と出会うことになるに違いない - 遅かれ早かれ。」(Simons [1927], p.v.)

会計は単なる技術ではなく、異なった地域や異なった時代において異なった意味を有するものであるとするならば、イギリス持株会社会計論を受け継いだ連結会計論が浸透することによって初めて、イギリスにおいて連結会計が受け入れられ始めたと考えすることは極めて自然なことである。もちろん、アメリカ的な連結会計を受容したうえで、利益は比例連結するというイギリスの持株会社会計論を踏襲するとき、少数株主持分の問題が不可避的に生じることになる。この点については本稿では明らかにできなかったため、今後の研究課題としたい。

#### 参考文献

- Bircher, Paul [1991], *From the Companies Act of 1929 to the Companies Act of 1948: A Study of Change in the Law and Practice of Accounting*, Garland Publishing, Inc.
- Bonbright, James C. & Gardiner C. Means [1932a], *The Holding Company: Its Public Significance and Its Regulation*, McGraw-Hill Company, Inc.
- Bonbright, James C. & Gardiner C. Means [1932b], "Holding Companies- United States," *Encyclopedia of Social Sciences*, Vol.7, The Macmillan Company, pp.403-409.
- Brooks, Collin [1933], *The Royal Mail Case: Rex v. Lord Kylsant, and Another*, Canada Law Book Company, Limited, reprinted by Arno Press Inc., 1980.
- Brundage, Percival F. [1951], "Milestone on the Path of Accounting," *Harvard Business Review*, Vol.29, No.4, pp.71-81.
- Bywater, Michael [1984], "Stamp, Josiah Charles," in: David J. Jeremy (ed.) *Dictionary of Business Biography*, Butterworths, pp.260-273.
- Company Law Amendment Committee [1926], *The Report of Company Amendment Committee, 1925-26*, London, His Majesty's Stationary Office, Cmd. 2657.
- de Paula, Frederic Rudolf Mackley [1934], "The Form of Presentation of the Accounts of a Holding Company," in: F.R.M. de Paula, *Developments in Accounting*, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd., 1948, pp.59-86.
- Dickinson, Arthur Lowes [1906], "Note on Some Problems Relating to the Accounts of Holding Companies," *The Journal of Accountancy*, Vol.1, No.6, pp.487-491.
- Dicksee, Lawrence R. [1909], "Balance Sheets of Holding Companies," in: Lawrence R. Dicksee, *Auditing: A Practical Manual for Auditors*, Thirteenth Edition, Gee&Co. Ltd., 1924, pp.289-295.
- Edwards, John Richard [1976], "The Accounting Profession and Disclosure in Published Reports, 1925-1935," *Accounting and Business Research*, No.24, pp.289-303.
- Edwards, John Richard [1981], *Company Legislation and Changing Patterns of Disclosure in British Company Accounts 1900-1940*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Edwards, John Richard [1989], *A History of Financial Accounting*, Routledge.
- Edwards, John Richard and K.M. Webb [1984], "The Development of Group Accounting in the United Kingdom to 1933," *The Accounting Historians Journal*, Vol.11, No.1, pp.31-61.
- Green, Edwin, and Michael Moss [1982], *A Business of National Importance: The Royal Mail Shipping Group 1902-1937*, Methuen & Co. Ltd.
- Hanna, Leslie [1976], *The Rise of the Corporate Economy*, Second Edition, Methuen, 湯沢威・後藤伸訳『大企業経済の興隆』東洋経済新報社, 1987年。
- Hastings, Patrick [1962], "The Case of the Royal Mail," in: W.T. Baxter and Sidney Davidson (eds.), *Studies in Accounting Theory*, Sweet & Maxwell Limited, pp.452-461.

- Hein, Leonard William [1978], *The British Companies Acts and the Practice of Accountancy 1844-1962*, Arno Press Inc.
- Hopkins, Leon [1980], *The Hundredth Year*, Macdonald and Evans Ltd.
- Kitchen, Jack [1972], "The Accounts of British Holding Company Groups: Development and Attitudes to Disclosure in the Early Years," *Accounting and Business Research*, No.6, pp.114-136.
- Kitchen, Jack and Robert Henry Parker [1980], *Accounting Thought and Education: Six English Pioneers*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, reprinted by Garland Publishing, Inc. in 1984.
- Lybrand, William M. [1908], "The Accounting of Industrial Enterprises," *The Journal of Accountancy*, Vol.7, No.1, pp.32-40.
- McKenna, David [1959], "Stamp, Josiah Charles," in: L.G. Wickham Legg and E.T. Williams (eds.), *The Dictionary of National Biography*, Oxford University Press, pp.817-821.
- Pollard, Sidney [1969], *The Development of the British Economy, 1914-1967*, Second Edition, Edward Arnold (Publishers) Ltd.
- Reader, W.J. [1970], *Imperial Chemical Industries: A History, Volume 1, The Forerunners 1870-1926*, Oxford University Press.
- Robson, T.B. [1950], *Consolidated and Other Group Accounts: Principles and Procedure*, Gee & Company (Publishers) Limited.
- Scott, John and Catherine Griff [1984], *Directors of Industry: The British Corporate Network 1904-1976*, Polity Press, 仲田正機・橋本輝彦監訳 『大企業体制の支配構造 イギリス金融資本と取締役兼任』法律文化社, 1987年。
- Simons, A.J. [1927], *Holding Companies*, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd.
- Stamp, Josiah [1925], "Audit of 'Holding' Companies," *The Accountant*, Vol.72, No.2620, 21 Feb 1925, p.312.
- Vangermeersch, Richard [1996], "Return of Investment," in: Michael Chatfield and Richard Vangermeersch (eds.), *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, Garland Publishing, Inc., pp.501-502.
- Walker, R.G. [1978], *Consolidated Statements: A History and Analysis*, Arno Press Inc.
- Wyon, Albert [1933], "Holding and Subsidiary Companies- Accounting Principles involved in the Treatment of Earnings and Valuation of Holdings," *The Accountant*, Vol.44, No.11, August 1933, pp.413-424.
- Zeff, Stephen A. [1974], "F.R.M. de Paula," *The Accounting Historian*, Vol.1, No.4, October 1974, p.6.
- 小栗崇資 [2002] 『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社。
- 小堀好夫 [1993] 『英国会計基準の系譜と展開』千倉書房。
- 高須教夫 [1996] 『連結会計論』森山書店。
- 高寺貞男 [1979] 「デュボン火薬会社における重層的管理会計の体系化(1)(2)」高寺貞男・醍醐聡 『大企業会計史の研究』同文館, 第10章および第11章。
- 中野貴之 「個別会計および連結会計における持分法の適用」 『早稲田商学』第372号, 129-158ページ。
- 中村忠 [1966] 「英国の連結財務諸表制度」 『企業会計』第18巻第9号, 63-70ページ。
- 西山芳喜 [1989] 「イギリスにおける連結会計規制の展開 連結会計規制の視点を求めて」 『金沢法学』第31巻第1号, 1-22ページ。
- 山浦久司 [1993] 『英国株式会社会計制度論』白桃書房。